

(続)消防法令用語の基礎知識 ～第22回～

初めて予防行政に携わる人と、もう一步広い知識を求めている人のために

消防設備士と消防設備点検資格者

消防法令研究会

今回は、「消防設備士」と「消防設備点検資格者」について解説する。

1 はじめに

消防法や火災予防条例等に基づき設置される消防用設備等に係る資格として「消防設備士」と「消防設備点検資格者」がある。

現在では、それぞれの資格を持った者が、消防設備士については約100万人、消防設備点検資格者については約26万5千人となっており、この分野においてはかなりメジャーな資格となっているが、ここまで制度が熟すまでには長い歴史があった。

本稿では、その誕生からの歴史も含めこの2つの資格について説明をしていきたい。

消防設備士の数（人：平成23年3月31日現在）

	特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
甲種	1,820	122,232	37,139	31,744	249,660	27,745	-	-	470,340
乙種	-	33,977	10,473	9,548	73,845	15,751	212,515	172,722	527,851

消防設備点検資格者の数（人：平成23年3月31日現在）

特種	第1種	第2種	合計
572	135,883	128,190	264,645

2 消防設備士と消防設備点検資格者の歴史

(1)消防設備士

①消防設備士制度の創設（昭和40年の法改正）

従前市町村条例に委ねられていた消防用設備等に係る技術基準については、昭和35年の法改正（昭和35年7月2日公布：法律第117号）により全国的に統一されたが、当時、これらの設置の工事や整備の多くが不適切に行われていたため、昭和40年に消防法が改正（昭和40年5月14日公布：法律第65号）され「消防設備士制度」が創設された。

○昭和40年当時の条文

第17条の5 消防設備士免状の交付を受けていない者は、第10条第4項又は第17条第1項の技術上の基準に従つて設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備（他人の求めに応じ、報酬を得て行われるものに限る。）のうち、政令で定めるものを行ってはならない。

当時の消防設備士の種類としては、消防用設備等の工事及び整備のできる甲種が第1類から第5類までの5種、同整備のみができる乙種が第1類から第7類までの7種であり、現在とほぼ同様の規定となっている。

ただし、消防設備士の業務独占に関しては、整備についてのみ「他人の求めに応じ、報酬を得て行われるものに限る。」と限定されていた。

②昭和49年の法改正

こうして始まった消防設備士制度であるが、昭和40年代の後半における多くの被害者を出した火災を踏まえ、制度が見直されることとなった。

・大阪千日デパートビル火災：大阪市 昭和47年5月1日発生 死者118名、負傷者81名

・大洋デパート火災：熊本市 昭和48年11月29日発生 死者100名、負傷者124名

これらの火災対策については、まずは消防審議会において議論が行われ、昭和49年1月30日に消防庁長官に提出された答申（百貨店等の防災対策に関する意見）において、「2(2)消防用設備等に関する検査及び保守体制の確立」として、「消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、消防機関による完成検査及び防火対象物の関係者による定期的な点検報告を義務付けるよう消防法の改正を行うこと」と記載された。

そして、それを受け昭和49年に消防法の改正（昭和49年6月1日公布：法律第64号）が行われたわけだが、その中で消防設備士に関係するのは次のようなものとなっている。

ア 消防用設備等の点検報告制度の創設（法第17条の3の3）

一定[※]の防火対象物の関係者は、設置された消防用設備等について、定期に、消防設備士又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させることが義務付けられた。

※有資格者の点検が必要な防火対象物について、特定防火対象物にあつては延べ面積1,000㎡以上のもの、非特定防火対象物にあつては延べ面積が1,000㎡以上のもののうち消防長等が火災予防上必要があるとして指定するものとなっているのは、現在と同様である。

イ 消防用設備等の整備の独占業務化（法第17条の5）

消防用設備等に係る整備のうち消防設備士が実施しなければならぬものとして「他人の求めに応じ、報酬を得て行われるものに限る。」と限定されていたものが削除された。

ウ 消防設備士免状の交付を受けている者の講習の義務化（法第17条の8の2→現第17条の10）

消防用設備等に係る技術の進歩等に伴い、これらの技術上の改正事項の把握、消防設備士の資質の向上を図ることを目的として、消防設備士に定期的な講習の受講が義務付けられた。

※具体的な講習内容については、当時「消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（昭和49年消防庁告示第2号）」で定められたが、平成16年に「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件（平成16年消防庁告示第25号）」が施行されたことに伴い廃止された。

なお、講習区分は表で示した4つに分けられ、その受講義務については、資格取得2年後、その後については、5年ごと（講習制度創設当初は3年）とされている。

(2)消防設備点検資格者

昭和49年の法改正により、消防用設備等の点検・報告制度が創設された（法第17条の3の3）ことに合わせ、消防用設備等の点検のみを行う者として「消防設備点検資格者」が創設された。

その理由としては

「昭和49年の消防審議会の答申にも記載されているように消防用設備等の維持管理（特に点検）が重要視され、主として点検を行う者の養成が必要であった。」

「消防設備士も点検を行うことができるとされたが、当時の防火対象物の数（昭和49年4月1日現在で1,444,162）と比較して、消防設備士の免状の交付を受けている者が少なかったこと」

等が考えられる。

ちなみに、昭和49年の法改正により創設された消防設備点検資格者について、初めて消防白書にその数字が出てきたのは昭和53年版であるが、そこでは、昭和53年3月31日現在、第1種は21,498人、第2種が22,829人となっており、この後の約30年間でそれぞれ10万人程度しか増えていないことを考えても、短期間でいかに多くの消防設備点検資格者を養成していったかがわかる。

3 消防設備士と消防設備点検資格者の業務等

(1)消防設備士の業務等

消防設備士の免状の種類は、法第17条の6において、「甲種」及び「乙種」とされており、具体的には、その免状の種類に応じ工事又は整備ができる消防用設備等の種類は規則第33条の3で規定されているが、その概要は以下のようなになる。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士
消火設備	第1類～第3類の甲・乙消防設備士
警報設備	第4類の甲・乙消防設備士及び第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲・乙消防設備士及び第6類の乙種消防設備士

○昭和49年当時の条文

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等について、自治省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は自治大臣が認める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

第17条の8の2 消防設備士は、自治省令で定めるところにより、都道府県知事が行う消防用設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない。

甲種	乙種	消防用設備等の種類
特類	-	特殊消防用設備等
第1類	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は屋外消火栓設備
第2類	第2類	泡消火設備
第3類	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
第4類	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備又は消防機関へ通報する火災報知設備
第5類	第5類	金属製避難はしご、救助袋又は緩降機
-	第6類	消火器
-	第7類	漏電火災警報器

この表を見ると、設備の名称は若干異なっているものがあるものの、創設時と現在のものではほぼ同じであることがわかる。

この間追加されたものは、(後述する性能規定の導入に係るものを除き)昭和55年に発生した静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故(昭和55年8月16日発生 死者14名、負傷者223名)を契機に消防用設備等として新たに規定された「ガス漏れ火災警報設備」のみである。

① 甲種と乙種の違い

甲種消防設備士と乙種消防設備士の違いとして、まず、甲種が工事と整備の両方を行うことができるのに対し、乙種が整備のみしか行うことができないことがあげられる。そのほかに重要なこととして、甲種は工事整備対象設備等着工届の提出義務を負っていることがある(法第17条の14)。

これは、消防用設備等の工事を行うことができる甲種の消防設備士に対し、その着手前に消防機関に届け出ることを義務付けることにより、消防機関が予め消防用設備等の設置について十分に把握し、計画段階における不備事項が無いようにすることを目的としている。

また、甲種と乙種では受験資格も異なっている。

甲種の受験資格は、法第17条の8第4項において、「大学、高等専門学校、高等学校又は中等学校(以下「大学等」という。)において機械、電気、工業化学、土木又は建築(以下「機械等」という。)に関する学科又は課程を修めて卒業した者」や「乙種消防設備士の交付を受けた後2年以上工事整備対象設備等の整備の経験を有する者」であること等が求められているが、乙種には特に制限は設けられていない。

② 消防設備士の工事又は整備の対象となるもの

消防設備士でなければ工事又は整備を行ってはならない消防用設備等は令第36条の2で規定されており、工事については14種(①屋内消火栓設備、②スプリンクラー設備、③水噴霧消火設備、④泡消火設備、⑤不活性消火設備、⑥ハロゲン化物消火設備、⑦粉末消火設備、⑧屋外消火栓設備、⑨自動火災報知設備、⑩ガス漏れ火災警報設備、⑪消防機関へ通報する火災報知設備、⑫金属製避難はしご、⑬救助袋、⑭緩降機)、整備についてはそれに「⑮消火器」と「⑯漏電火災警報器」を加えた16種となっている。

ただし、これらの設備であっても、水系消火設備については水源、電源及び配管の部分が、また、避難器具を除くその他の消防用設備等については電源の部分が、消防設備士が行う範囲から除かれている。

これは、昭和40年の消防設備士制度創設時において、他の関係法令による資格制度等の重複を避けるために設けられたものであるが、それが第7類(漏電火災警報器)の消防設備士に甲種がない理由の一つになっていると思われる。

③ 消防設備士による点検

法第17条の3の3の規定により消防設備士も点検を実施できることとなっているが、具体的にどの指定区分の消防設備士が、どの消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検が可能であるかについては、規則第31条の6第5項の委任を受けた告示「消防設備士免状の交付を受けている者又は総務大臣が認める資格を有する者が点検行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類を定める件」(平成16年消防庁告示第10号、以下「告示第10号」という。)で規定され、消防設備士が工事又は整備を行うことができるもののほか、次のように分類されている。

消防用設備等の種類及び区分	消防用設備等の種類
第1類(甲・乙) 第2類(甲・乙)	動力消防ポンプ、消防用水、連結散水設備、 連結送水管及び共同住宅用連結送水管
第4類(甲・乙)、 第7類(乙)	非常警報器具、非常警報設備、排煙設備、 非常コンセント設備、無線通信補助設備、 誘導灯、誘導標識、共同住宅用非常警報設備、 共同住宅用非常コンセント設備及び加圧防排煙設備
第5類(甲・乙)	金属製避難はしご、救助袋及び緩降機以外の避難器具
第6類(乙)	簡易消火設備
第1類(甲・乙) 第2類(甲・乙)、 第3類(甲・乙)	パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
第1類(甲・乙)	共同住宅用スプリンクラー設備
第4類(甲・乙)	共同住宅用火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、 特定小規模施設用火災報知設備及び複合型居住施設 用自動火災報知設備

※電気工事士に係る部分は省略している。

(2)消防設備点検資格者の業務等

消防設備点検資格者とは、法第17条の3の3における「総務省令で定める資格を有する者」のことを指し、具体的な要件等は規則第31条の6に規定されている。

その規定によると、消防設備点検資格者になるためには、「消防設備士」、「建築士」、「大学等において機械等に関する学科を修めて卒業した後に消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について1年以上の実務経験を有する者」及び「消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について5年以上の実務経験を有する者」等の要件を有する者で、規則第31条の7の規定による「登録講習機関」の行う講習を修了し、消防設備点検資格者の免状を受けなければならない(同第6項)。

※資格要件に消防設備士が含まれているのは、前述のように消防設備士だからといって全てのものの点検ができるわけではないためである。

なお、登録講習機関が実施できる講習の実施区分は、告示「消防法施行規則第31条の7第2項において準用する

消防法施行規則第1条の4第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件」(平成16年消防庁告示第18号)において、「特種」及び「第1種」、「第2種」の3つに分けられており、それぞれの区分の消防設備点検資格者が、どの消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検ができるかについては、消防設備士と同様、告示第10号に規定されている。

また、消防設備点検資格者についても再講習の受講義務があり、その期間については、告示「消防法施行規則第31条の6第6項第6号の期間を定める件」(平成12年消防庁告示第14号)により、5年ごととされている。

4 消防用設備等の性能規定化による変化

このように、消防設備士については昭和40年から、また、消防設備点検資格者については昭和49年から制度が運用されてきたわけだが、平成15年の法改正により消防用設備等の技術基準に性能規定が導入されたことにより変化が生じた。

性能規定の導入により、消防法令に基づき防火対象物に設置される設備としては、「通常用いられる消防用設備等(以下「ルートA設備」という。))」、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等(以下「ルートB設備」という。))」及び「特殊消防用設備等(以下「ルートC設備」という。))」の3種類となったが、これに合わせ消防設備士及び消防設備点検資格者に係る規定の見直しも行われた。

(1) 特種の消防設備士

特殊消防用設備等の創設に合わせ、消防設備士についても新たに「特種」が追加された。

特殊消防用設備等は、高度な技術を用いたものであることが多く、また、様々な設備や建築構造の組み合わせによって必要な防火安全性能を満たそうとするものもあることから、その受験資格として、他の甲種の消防設備士の受験資格と異なり、「第1類～第3類のいずれか一つ以上並びに第4類及び、第5類」という3種類以上の甲種消防設備士の資格を有していることを課している。

また、特種の消防設備士の種別としては「甲種」のみとし、「乙種」は設けられていない。

これは、特種の消防設備士が取り扱う特殊消防用設備等は、それぞれの特殊性・個別性が高いこと、整備にあたって高度かつ特殊な知見が必要となる場合もあること等から、甲種特種の消防設備士が整備についても責任を持つことが一般的であると考えられたためである。

(参考)平成23年8月1日現在総務大臣の認定を受けている特殊消防用設備等(合計44件)

加圧防煙システム…24件、ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン(FK-5-1-12)を消火剤とする消火設備…4件、複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム…3件、火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム…2件、閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備…9件、インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備…1件、空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備…1件

(2) ルートB関係

性能規定化により新たに設けられたルートB設備については、消防設備士でなければ工事又は整備を行えないものを予め規定することは困難であるため、新たな設備が現れればその都度判断し、必要と判断されたものについては、次の二つの告示において新たに規定されることとされた。

①「消防法施行令第36条の2第1項各号及び第2項各号に掲げる消防用設備等に類するものを定める件」平成16年消防庁告示第14号

②「消防設備士が行うことができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の工事又は整備の種類を定める件」平成16年消防庁告示第15号

なお、現在これらの告示で規定されているものは次のとおりである。

ルートB設備の種類	消防設備士の区分
パッケージ型消火設備	第1類、第2類又は第3類
パッケージ型自動消火設備	第1類、第2類又は第3類
共同住宅用スプリンクラー設備	第1類
共同住宅用自動火災報知設備	第4類
住戸用自動火災報知設備	第4類
特定小規模施設用自動火災報知設備	第4類
複合型居住施設用自動火災報知設備	第4類

※これらの告示においては、甲種消防設備が工事又は整備ができる設備の種類と乙種消防設備士が整備できる設備の種類がそれぞれ定められているが、現在規定されているものは甲種、乙種とも同じ設備を取り扱うことができることになっているため、本表では表現を簡略化している。

(3) 特種消防設備点検資格者

消防設備点検資格者については、従来は「第1種」及び「第2種」の2種類であったが、消防法に性能規定が導入され、ルートC設備が登場することになったことに伴い、ルートC設備の点検を行うことができる「特種」が追加されるとともに、第1種及び第2種についても、ルートA設備とルートB設備で欄を分けて規定されることとなった(告示第10号)。

(K.1)